

会議録

会議の名称	令和6年度第3回弘前城跡整備指導委員会
開催年月日	令和7年3月24日（月）
開始・終了時刻	9時20分から 11時50分まで
開催場所	弘前文化センター 第6会議室
議長等の氏名	福井敏隆（前弘前市文化財審議委員長）
出席者	関根達人、瀧本壽史、林康裕、麓和善、三上千春、森山修治
欠席者	千田嘉博
事務局職員の職氏名	(弘前市都市整備部公園緑地課) 公園緑地課長兼弘前城整備活用推進室長・鳴海淳、弘前城整備活用推進室主幹・関剣太郎、同室主査・福井流星、同室主査・石ヶ森沙貴子〔記録〕、同室主事・福尾莉菜
会議の議題	1.重要文化財保存活用計画第2章について 2.重要文化財保存活用計画第3章について 3.二の丸未申櫓及び二の丸東門について〔報告〕 4.今年度の城内整備状況と来年度の計画について〔報告〕
会議資料の名称	①令和6年度第3回弘前城跡整備指導委員会
会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)	<p>1. 重要文化財保存活用計画第2章について (事務局) 【概要】 (1) 現在策定中の重要文化財保存活用計画の第2章保存管理計画において、前回の委員会時に業務委託中であった「部分・部位の設定」に係る内容について説明。</p> <p>(2) 建造物の維持管理について説明。 【詳細】 (1) 「部分・部位の設定」について ・文化庁の「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」に基づく「部分」の設定は以下のとおり。重要文化財建造物は「保存部分」に該当する。弘前城では、重要文化財建造物から離れた箇所にある侵入防止柵のみ「その他部分」とした。</p>

	<p>保存部分 文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分</p> <p>保全部分 維持及び保全することが要求される部分</p> <p>その他部分 活用又は安全性の向上のために改変が許される部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁の「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」に基づく「部位」の設定は以下のとおりで、弘前城の建造物は、基準1～5の範囲内で部位を設定した。 <p>基準1 材料自体の保存を行う部位</p> <p>基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位</p> <p>基準3 主たる形状及び色彩を保存する部位</p> <p>基準4 意匠上の配慮を必要とする部位</p> <p>基準5 所有者の自由裁量に委ねられる部位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弘前城天守の保存に係る部分・部位については以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・天守内部一階、天守内部二階、天守内部三階、天守外部に分けて4種類の一覧表・写真図版を作成。 ・天守は現在曳家で仮の位置にあるため、現状と天守台石垣上に戻った後の2つのパターンを想定し、一覧表・写真図版を作成。 ・天守内部・天守外部ともに、全体が保存部分に該当。 ・部位は概ね基準1・基準2に該当。土台・柱・梁に代表される木造軸部や金物等を基準1とし、銅瓦葺屋根の葺替えや壁の白漆喰上塗など、保存修理時に広範囲に渡って修理対象となる可能性がある部分を基準2とした。
--	---

	<ul style="list-style-type: none">・二の丸隅櫓 3 棟の保存に係る部分・部位については以下のとおりである。<ul style="list-style-type: none">・櫓内部一階、櫓内部二階、櫓内部三階、櫓外部、櫓周辺に分けて 5 種類の一覧表・写真図版を作成。各櫓で建造物の構造に違いがあるため（二の丸丑寅櫓のみ 1 階床が白漆喰叩き土間（基準 2）である、丑寅櫓の 1 階から 2 階に上がる階段に仮設の手摺が付く等）、計画書では個別の櫓ごとに一覧表・写真図版を作成する。・櫓内部・櫓外部は保存部分、櫓周辺はその他部分に該当。・櫓内部・櫓外部の部位は基準 1 ・基準 2 に該当。土台・柱・梁に代表される木造軸部や金物等を基準 1 とし、屋根の葺替えや壁の白漆喰上塗など、保存修理時に広範囲に渡って修理対象となる可能性がある部分を基準 2 とした。・櫓周辺の侵入防止柵（竹柵）は基準 4 とした。侵入防止柵は櫓から離れた位置にあり、建造物よりも史跡への影響が大きい。・櫓台石垣天端と櫓の建物の境界に設置されている水切板は、昭和の保存修理前後の写真には写っていない。二の丸未申櫓の保存修理が終わった昭和 31 年（1956）以降に新設されたものと考えられる。・城門 5 棟の保存に係る部分・部位については以下のとおりである。<ul style="list-style-type: none">・城門内部一階番所、城門内部二階、城門外部に分けて 3 種類の一覧表・写真図版を作成。各門で建造物の構造に違いがあるため（三の丸追手門には大正 10 年（1921）頃の形状を踏襲する袖屏（保全部分・基準 2）が伴う、
--	---

	<p>二の丸南門・同東門の階段上には昭和に新設された柵（基準3）が伴う、北の郭北門（亀甲門）には昭和33年(1958)新設の袖塀が伴う、北の郭北門（亀甲門）には狭間が無い、三の丸東門の鰐・鬼板は鉄製（基準1）等）、計画書では各城門ごとに一覧表・写真図版を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城門内部・城門外部は、概ね保存に該当。 ・城門内部・城門外部の部位は、概ね基準1・基準2に該当。土台・柱・梁に代表される木造軸部や金物等を基準1とし、屋根の葺替えや壁の白漆喰上塗など、保存修理時に広範囲に渡って修理対象となる可能性がある部分を基準2とした。 ・城門外部に設置している侵入防止柵（木柵）は基準4とした。 ・城門の雨落溝石は、現在三の丸東門以外の4棟に残っている。設置時期は不明であるが、昭和14年(1939)の時点で、三の丸追手門には雨落溝石が伴っている（当時の保存修理着手前の写真で確認）。 <p>(2) 建造物の維持管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常管理の中で実施する小規模な修理等、修理届を必要としない行為について以下のとおり。 ・ただし、判断が困難な場合には青森県教育委員会に適宜相談して進めるほか、緊急性がある場合や破損が著しく、かつ補修・修繕が広範囲に渡る場合には、修理届を出して対応するものとする。 <p>1) 建具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天守の内側窓として設置されているガラス窓が割れた場合、割れた部分のガラスを交換する。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・天守・二の丸隅櫓・城門内部の障子紙が破れた場合、障子紙をはり替える。 <p>2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天守公開のための照明器具(スポットライト・蛍光灯)が切れた場合、ランプ部分を交換する。 ・城門の狭間や窓を塞いでいる金網の劣化が進み原形を留めなくなった場合、金網を交換する。 <p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 「部分・部位の設定」について了承。</p> <p>(2) 建造物の維持管理について了承。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の銅瓦葺を構成する下地木部・銅瓦葺・銅釘をすべて「基準2」としているが、下地木部に手を入れるのは大規模修理時のみで滅多に更新しない部位であることから、下地木部については「基準1」とるべきである。 ・軒丸瓦・軒平瓦に該当する部分や鰐・鬼板は意匠性が高く、簡単には取り換えない部位なので、これらも「基準1」とるべきである。 ・「基準1」にした部位であっても、必要な時は修理することができる。 ・天守の外壁の青海波模様銅板張も、そう簡単には傷まない部位なので「基準1」とすること。 ・天守・櫓の外壁表面の仕様に「大壁・白漆喰上塗」という記載があるが、「大壁」を削除し「白漆喰上塗」のみとすること。
--	---

	<ul style="list-style-type: none">・二の丸隅櫓の水切板は意匠上は無い方がよいが、外壁大壁の一番傷みやすい箇所を保護する措置と見られ、保存上は必要な部位と判断される。・城門外部・外壁の「側壁表面」は、名称を「側面腰壁板」とすること。「側面腰壁板」は洋釘で仮留されていることだが、昭和14年の追手門の写真に写り込んでいないことからも、後補のものであると分かる。「側面腰壁板」も雪対策として必要なものであり、そう簡単には無くせないものであると考える。・「基準2」とした部位を取り換える時、外した部材の保存基準もあった方がよい。・「保存活用計画」の目的は、所有者が日常管理の中で重要文化財を改変しないようにするものである。重要文化財の所有者は必ずしも自治体とは限らず、個人所有の場合もある。文化庁の認定を受けた「計画」を個人所有者に示すことで、重要文化財維持の最低限のラインを守っている。日常における改変のハードルを高くすることが「計画」の役割であるので、基準は厳しくなる。・保存活用計画は原則10年で見直しとなるもので、通常は随時の改訂は行わない。・「構造用合板」という表現に問題があるため、「合板」とすること。・昭和33年(1958)の二の丸南門の写真を見ると、1階の内壁が土壁となっている。現在は白漆喰壁となっているが、本来は土壁だったのなら戻した方がよいのではないか。修理工事報告書に記載があるはずなので、確認すること。・昭和14年の追手門の写真に写る「雨落溝石」とされるもの
--	--

は、本当に石なのか。現在の仕様と違うように見える。昭和14年のものは現状よりもっと幅狭で、石ではなくコンクリート製なのではないか。城の建造物に伴う雨落溝は、一般的には現況の追手門に伴うものよりもさらに幅広である。その視点からも、追手門の「雨落溝石」が近世の形状をそのまま残しているとは考えにくいため、確認を行うこと。

- ・弘前城天守内部について、公開に伴う扇風機や延長コードまで「基準4」とされているが（資料5～7ページ）、これらについては「基準5」でもよいのではないか。そもそも、扇風機・延長コードを部位に含める必要はあるのか。「消火バケツ」に誤字があるので修正すること。
- ・建造物の維持管理について、「2) その他」に「城門の狭間や窓を塞いでいる金網の劣化が進み原形を留めなくなつた場合、金網を交換する」とあるが、穴があいた時点で動物等の侵入が予想されるため、原形を留めなくなるほど劣化する前に早めに交換した方がよい。「城門の狭間や窓を塞いでいる金網が壊れた場合、金網を交換する」とるべきである。
- ・「2) その他」に「天守公開のための照明器具（スポットライト・蛍光灯）が切れた場合、ランプ部分を交換する」とあるが、これも「天守公開のための照明器具の電球や蛍光灯が切れた場合、交換する」に修正すること。

2. 重要文化財保存活用計画第3章について (事務局) 【概要】

- (1) 現在策定中の重要文化財保存活用計画の第3章環境保

	<p>全計画において、内容について説明。</p> <p>【詳細】</p> <p>(1) 第3章について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定目的は以下のとおり。 <p>1) 環境保全計画は、計画区全体を対象として、重要文化財(建造物)と一体的な文化財的価値を守り、その周囲の景観や環境を保全することを目的とし、計画区域及び重要文化財(建造物)以外の建造物を保全内容に応じて区分し、各区分毎に保全の方針を定める。</p> <p>2) また、重要文化財(建造物)の保存のために必要な当該建造物周囲の土地の環境を保全するために必要な施設(以下、「環境保全施設」という)の整備等に係る計画を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の構成について、令和6年度第2回整備指導委員会で報告した構成を以下のとおり変更した。 <p>1. 環境保全の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 石垣・土塁、(2) 園路・排水設備、 (3) 防犯施設、(4) 樹木、(5) 虫・鳥獣害 <p>2. 環境保全の基本方針</p> <p>3. 区域の区分と保全方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 区域の区分、(2) 区域の保全方針 <p>4. 建造物の区分と保護の方針</p> <p>5. 防災上の課題と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災上の課題、 (2) 当面の改善措置と今後の対策 <p>【1. 環境保全の現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の景観・環境については「史跡津軽氏城跡保存管理計画」及び「史跡津軽氏城跡弘前城跡整備計画」において
--	--

て基本方針や整備方針等が定められていることから、ここでは建造物周辺の（1）石垣・土壘、（2）園路・排水設備、（3）防犯施設、（4）樹木、（5）虫・鳥獣害について現状と課題を整理する。

（1）石垣・土壘

・石垣については、二の丸辰巳櫓・同未申櫓に櫓台石垣、同丑寅櫓に狭間石が築かれている。このうち、未申櫓台石垣の南西隅角部には大きな変形が認められており、文化庁・弘前城跡整備指導委員会の指導の下、クラックゲージ等を設置して経過観察を継続している。

・土壘については、絵図・文献等から近世には隅櫓周囲の土壘上に塀が、城門と土壘の間には袖塀が設けられていたと推定される。現在、重要文化財建造物周辺の土壘上には近世に植樹されたマツや近代以降に植樹されたサクラ等が生育しているほか、放水銃等の防災設備や電線等も配置されている。現在、雨水等による土壘表面の土砂流出、櫓が載る箇所の安定性といった課題が出てきており、二の丸未申櫓下の土壘では土砂流出防止の養生を実施している。

（2）園路・排水設備

・二の丸未申櫓・同丑寅櫓付近の園路は舗装されていないため、車椅子やベビーカー利用者の負担が大きい。排水設備には城門軒下の石製雨落溝があるが、欠損が著しく、降雨時には雨水が滞留し水溜りが生じている。

（3）防犯施設

・重要文化財建造物外面への接触や落書き等を防ぐため、全ての建造物に保護柵が設置されているものの、全ての建造物で落書き等のき損が認められる。特に、主要園路に位置する城門 5 棟では常時開口している箇所があり、侵入が容易なため落書き等が最も多い。

(4) 樹木

・弘前城には多数の樹木が生育しており、昭和 60 年(1985)刊行の「鷹揚園樹木調査書」には 126 種 6,195 本の高木類と 218 種 17,633 本の低木類が記録されている。そのほかキンポウゲ、シャク、ミズバショウ、コウホネ等の草本類も生育している。中でも、近世期のマツや近現代に植樹されたサクラは、弘前城特有の景観を構成する大きな要素である。

・これら城内の植物は現在、公園緑地課チーム桜守によって管理されており、概ね良好な景観が維持されている。しかし、天守を除く重要文化財建造物周辺では歴史的価値のある近世のマツと近現代の樹木が混在・密集しており、日照不足となっている。また、建造物を遮る支障木、飛び火・延焼の恐れのある危険木、消火活動の妨げとなる支障木が点在しており、令和 7 年 1 月には記録的な豪雪による倒木で二の丸未申櫓・同東門がき損する事態となっている。

(5) 虫・鳥獣害

・特段対策をしておらず、隅櫓の出窓や建物内部において鳥獣類の糞害が認められるため、確認した際に

清掃を行っている。令和5年度には天守漆喰壁内部にマメコバチが営巣したため、市販の殺虫剤で駆除している。

【2. 環境保全の基本方針】

・「史跡津軽氏城跡保存管理計画」の基本理念は「弘前城跡弘前城は、史跡保存の原則に立ち、遺構の積極的な保護・保存に務めるとともに、親しめる史跡としての活用を図ることとされる。本計画の基本方針もそれに倣い、「弘前市のシンボルである天守を含めた重要文化財建造物9棟を適切に保護し、市民が親しめる景観や環境を保全することとする。

【3. 区域の区分と保全方針】

・「史跡津軽氏城跡保存管理計画」では、本丸・北の郭を第一保存地区（史跡としての価値が極めて高い津軽氏城跡の最重要地域）、それ以外の郭は第二保存地区（第一保存地区に次いで重要な地域）に区分され、現状変更行為の方針が定められている。本計画では、重要文化財建造物周辺の環境保全面を充実させる必要があることから、計画区域は重要文化財建造物が所在する本丸・二の丸・三の丸・四の丸とする。

・区域の区分と保全方針については、文化庁担当調査官と協議し、案を作成した上で次回以降の委員会で審議する。

【4. 建造物の区分と保護の方針】

・計画区域内に所在する重要文化財（建造物）以外の全ての建造物について以下のように区分し、区分ごとに保護の方針を示す。

- ア. 保存建造物（重要文化財建造物に準じて保存を図る）
 ⇒該当なし
- イ. 保全建造物（近世期に建設されたもので、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの、又は弘前市により指定・登録等の保護がされているもの）
 ⇒二の丸東門与力番所、弘前市緑の相談所、弘前市立博物館、弘前市民会館
- ウ. その他建造物（計画区域に所在する保全建造物以外の建造物）。目的等により 5 つに分類。
- a. 弘前城の保存管理・環境保全・防災・活用を目的としたもので、重要文化財建造物と形態・意匠・色彩等が調和しているもの。
 - b. 弘前城の保存管理・環境保全・防災・活用を目的としたもので、重要文化財建造物と形態・意匠・色彩等が調和していないもの。
 - c. 歴史的景観や環境を損なっているもの、又は文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもの。
 - d. 宗教施設
 - e. 温室（ビニールハウス）
 ⇒四阿、公衆トイレ、物置、器材庫、雨天休憩所、弘前城情報館、植物園案内所（南・北）・作業員詰所・クジヤク飼育小屋・水車小屋、弘前市緑の相談所展示小屋・車庫、ポンプ室、券売所、警備員詰所、温室、物産館、旧店舗、演芸場、護国神社拝殿・本殿・社殿・手水舎・社務所等

- ・区分毎の保護方針は以下のとおり。
 - a. 建替え・改修する場合は、位置・規模・意匠等を踏襲する。
 - b. 建替え・改修する場合は、形態・意匠・色彩等を重要文化財建造物に調和させる。
 - c. 将来、修景または撤去する。
 - d. 建替え・改修する場合は、原則位置・規模・意匠等を踏襲するが、保存管理を目的としたもので形態・意匠・色彩等が周辺環境と調和していないものについては、調和するように改善を促す。
 - e. 建替え・改修する場合は、位置・規模・意匠等を踏襲する。

【5. 防災上の課題と対策】

1) 防災上の課題

- ・弘前城は、現時点で青森県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域には指定されていないものの、二の丸未申櫓の位置する二の丸南西部と三の丸の弘前市立博物館西側の斜面が急傾斜地の新規抽出箇所に指定されており、今後の調査結果を注視する必要がある。
- ・「弘前市防災マップ」によると、約千年に1回の確率で発生する豪雨（岩木川流域の24時間総雨量279mm）により岩木川が氾濫した場合、岩木川谷底平野に当たる四の丸で深さ0.5～3.0m未満の浸水が想定される。災害時における避難経路を設定し、それについて来訪者に周知する必要がある。
- ・冬季には定期的に屋根や樹木の雪下ろしを行っている

が、それでも毎年鬼板等の破損や倒木があることから、今後は雪下ろしの実施回数を増やすとともに、危険木の伐採を計画的に進める。

2)当面の改善措置と今後の対策

a. 石垣・土壘

- ・石垣については当面目視による観察を継続し、現状で変形が認められる場合にはクラックゲージ・クラックディスクを設置して経過観察を実施する。
- ・土壘については、重要文化財保存修理事業に合わせて地盤調査・安定性解析を行い、建造物基礎としての安全性を確認の上、問題がある場合には対策を講じる。二の丸南門・三の丸追手門については既に保存修理・耐震補強が終了しているため、目視での安全性確認を継続する。

b. 園路・排水設備

- ・二の丸未申櫓・二の丸丑寅櫓付近の園路、城門軒下の雨落溝については、バリアフリー化も含め整備指導委員会で検討する。

c. 防犯施設

- ・当面は看板等で落書き・侵入行為への注意喚起を行う。今後は「第4章 防災計画」と合わせた対策を整備指導委員会で検討する。

d. 樹木

- ・現状での管理作業を継続して行う。また、重要文化財建造物への倒木・飛び火・延焼の恐れのある危険木については速やかに伐採し、重要文化財建造物の保護と周辺環境の保全を図る。今後は「植栽管理計画」を

	<p>策定し、樹木の適切な管理を図る。</p> <p>e. 虫・鳥獣害</p> <ul style="list-style-type: none">定期的に重要文化財建造物内部の点検を行い、糞害等を確認した場合は除去・清掃を行う。営巣等の虫害については、建造物の部材等に影響が無い方法で駆除を行う。 <p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第3章について了承。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">「区域の区分と保全方針」について、ここでいう「区域」とは建造物の周辺を指すものであり、史跡全体を対象としたものではないことから、まずは文化庁に相談するべきであると事前に助言している。植物園内の建物については、今後植物園内の整備を進めいく中で調整する必要がある。現状で、史跡内に多くの物置がある。城門・櫓の中にかなりの物品が収納されている状況なので、これらを物置へ搬出し、現在の構組みの中で整理してほしい。三の丸の物産館が「ウ c. その他建造物（歴史的景観や環境を損なっているもの、又は、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもの）」として「将来、修景または撤去する」方針の建物に分類されているが、ぜひ修景として残してほしい。防犯について、「当面は看板等で落書き・侵入行為への注意喚起を行う」とあるが、監視カメラを導入する方がよい。監
--	--

視カメラは落書き等以外にも、放火対策にも有効である。火災原因の3分の1は放火または放火疑いとされているが、近年監視カメラの利用が増えてきたことで放火の件数は減っている。監視カメラを導入し、カメラがあることをアピールすることが放火の抑止力になる。監視カメラのみの設置では文化庁の補助対象にならないが、カメラと警報設備をセットにすれば補助対象になる可能性が高いので、文化庁にも確認してみるとよい。

- ・サーチライトも防犯対策になると聞いている。看板以外にも、監視カメラ等の対策を検討してほしい。

3. 二の丸未申櫓及び二の丸東門について [報告]

(事務局)

【概要】

- (1) 年末年始の豪雪による被害を受けた二の丸未申櫓及び二の丸東門について被災状況及び修理計画について報告。

【詳細】

- (1) 被災状況及び修理計画について

- ・年末年始に発生した記録的な豪雪でマツの幹折れ・倒木が発生し、二の丸未申櫓及び二の丸東門の屋根・壁等が損傷した。

- ・1月6日には(公財)文化財建造物保存技術協会の担当者と破損状況を現地で確認しながら修理方法・修理期間について協議し、1月9日には整備指導委員会の福井委員長・関根副委員長による現地確認、1月15日には文化庁文化資源活用課による現地指導を実施している。被災状況等、詳細に

	<p>については以下のとおり。</p> <p>【二の丸未申櫓の被災状況と破損箇所及び修理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・櫓の北東側のマツが根本から折れ、櫓東面を直撃した。 ・修理には東面2・3階の壁、初層・2層屋根の解体が必要となるほか、中濠から立ち上げる素屋根が必要となる。二の丸未申櫓の保存修理は令和16～18年度の予定であったが、令和6～11年度に前倒しして災害復旧事業（倒木・支障木撤去、被災部分仮養生、中濠埋立、素屋根設置、被災部分解体）と保存修理事業（被災部分以外の解体、解体部分・他部の修理、耐震補強、素屋根解体）で対応する。 <p>【二の丸東門の被災状況と破損箇所及び修理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・門の北東側のマツが幹折れし、折れた幹が二の丸東門の棟を乗り越える形で南側に落下した。その際に東側鰯、箱棟、被雷銅帯、南側屋根、北側漆喰壁が破損したほか、屋根の積雪により南西隅の降棟鬼板が破損している。特に南側屋根中央では、折れた枝が2階室内まで貫通したことによる垂木の折損・裏板の破損が生じている。 ・枝が貫通した南側屋根中央では、解体修理が必要となる。屋根を貫通した折れ枝の撤去と仮養生を今年度に行い、被災箇所の修理は令和7～8年度に実施予定の保存修理事業で増工して実施する。 <p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 被災状況及び修理計画について了承。</p>
--	--

	<p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">・未申櫓については修理計画を前倒しすることで、それだけ緊急性が高い案件と理解している。未申櫓には、今回の倒木による被害とは別で、以前より櫓台石垣の変形・櫓台周りの土砂流出という問題がある。今回の修理は、土台の問題と一体で対応すること。・例年がない大雪だったことは理解しているが、史跡内の危険木の調査・伐採・剪定についてはどうなっているのか。弘前公園で徹底したサクラの管理が行われていることは承知しているが、マツをはじめとする他の樹種についてはどうなのか。倒木には至らなくても、樹木の不調を伝える何らかのサインはあったものと思う。建造物周辺の樹木については、建造物に与える影響を考慮して整理すること。・前の案件で樹木を避けるように丑寅櫓に放水する写真があったが、これは放水銃を設置した位置に問題がある。樹木の方が先にあり、放水銃を後で付けたものと思われるので、樹木が消火の妨げになることを考慮せずに位置を決めたのが問題。残す樹木、伐採する樹木の選別や放水銃の位置について、再度検討するべきである。・公園内の樹木の現状把握については、昭和60年刊の「鷹揚園樹木調査書」しかなくこれ以降調査していないと思う。こういった現状から改めて園内の樹木調査をしたらどうか。・近年、奥入瀬渓流や百沢街道でも倒木の事故があった。もつたいないとは思うが、少しでも危険性のある樹木であれば事故が起こる前に伐採するべきである。・危険木伐採の優先順位の決め方について、再検討してほしい。
--	--

**4. 今年度の城内整備状況と来年度の計画について [報告]
(事務局)
【概要】**

(1) 令和6年度の城内整備状況及び令和7年度の整備計画について報告。

【詳細】

・ 今年度の城内整備状況については、以下のとおり。

①亀甲橋木部更新工事 (工事期間: 令和6年9月1日～令和7年3月23日)

工事内容: 木部更新 (青森県産ヒバ)・金物補修・主桁補強 (含浸材)・塗装 (塗料: キシラデコール・コンゾラン)

②杉の大橋木部更新工事実施設計業務 (委託期間: 令和6年6月1日～11月1日)

業務内容: 木部更新設計・各部の劣化損傷調査・補修設計
・ 来年度の計画については、以下のとおり。

①北の郭北門保存修理工事 (令和7～8年度実施予定)

工事内容: 屋根部分葺替え・部分修理 (左官・耐震補強・
雑工事)

②本丸東面地下水位観測孔設置業務 (令和7年度実施予定)

業務内容: 地下水位観測孔設置 (投込式水位計)

③二の丸東門保存修理工事 (令和7～8年度実施予定)

工事内容: 屋根部分葺替え・部分修理 (左官・耐震補強・
雑工事)

④二の丸未申櫓災害復旧工事実施設計業務 (令和7年度実施予定)

	<p>業務内容：被災箇所の復旧工事に係る実施設計業務</p> <p>⑤杉の大橋木部更新工事（令和7年度実施予定）</p> <p>工事内容：木部更新（青森県産ヒバ）・金物補修・塗装（塗料：キシラデコール・コンゾラン）</p> <p>⑥市民広場照明灯更新工事（令和7～8年度実施予定）</p> <p>工事内容：LED公園灯 N=12基（各年度6基）</p> <p>（委員会）</p> <p>【概要】</p> <p>（1）令和6年度の城内整備状況及び令和7年度の整備計画について了承。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">・園内の橋の木部更新工事を進めているとのことだが、中でも春陽橋は桜の時期に大変混雑するので心配である。令和4年度に修理済みということで安心した。・令和7年度に実施予定の「本丸東面地下水位観測孔設置業務」について、石垣修理委員会の指導を受け、積直した石垣背面の水位観測のために実施するものであり、積直した石垣のメンテナンスに関わるものということで了解した。・本丸の地盤調査について、東面石垣の解体前・解体中に実施しているということで了解した。・令和7年度に実施予定の工事に伴う埋蔵文化財調査については、工事立会ということで了解した。 <p>【結論】</p> <p>（1）重要文化財保存活用計画第2章について了承。</p> <p>（2）重要文化財保存活用計画第3章について了承。</p>
--	---

	<p>(3) 二の丸未申櫓及び二の丸東門の被災状況と修理計画について了承。</p> <p>(4) 今年度の城内整備状況と来年度の計画について了承。</p>
その他必要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開、非公開…公開 ・その他出席者 (青森県教育庁文化財保護課) 埋蔵文化財グループ文化財保護主幹・業天唯正 (弘前市教育委員会文化財課) 課長補佐・小石川透、埋蔵文化財係長・鳴川貴祥、同係主事・東海林心 ((公財)文化財建造物保存技術協会) 加藤修治・藤倉賢一・廣見秀行・鵜原正樹 (弘前文化財建築研究所) 澤口正光、大田原雅 (株)防災コンサルタンツ) 鈴木克裕